

2017年06月16日：平成29年第3回定例会（第4日）

○24番（楠 正信）登壇 おはようございます。私は公明党福岡市議団を代表し、特別支援学校高等部生徒への通学支援について、魅力ある海辺づくりについて、2点質問いたします。

最初に、特別支援学校高等部生徒への通学支援についてです。

ことしの2月、特別支援学校に通う中学部3年生の保護者の方から御相談を受けました。中学部3年生の生徒さんは重度の知的障がいがあり、一人で学校に通うことができません。今はスクールバスに乗って学校に通っていますが、中学部を卒業して高等部へ進学すると、スクールバスに乗ることができなくなるというのです。父親も母親も、ともに仕事を持っており、子どもさんが高等部へ通うための通学の付き添いができません。高等部への進学を諦めるか、父親か母親かのどちらかが仕事をやめて付き添いをするか、家計のやりくりも含めて大変悩んでおられました。

まず、特別支援学校の中学部までスクールバスで通っていた生徒さんが、高等部になるとなぜバスに乗れなくなるのか、理由と根拠となる法令についてお尋ねをいたします。また、高等部生徒が乗車できるケースでは、誰がどのように判断しているのか、お尋ねをいたします。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席にて行います。

○議長（おばた久弥） 星子教育長。

○教育長（星子明夫） 知的障害特別支援学校高等部においては、社会生活の移行期であることを踏まえ、原則、自主通学としております。一方、肢体不自由特別支援学校高等部においては、障がい特性から、移動能力に制限があるため、高等部生徒も乗車可能としております。なお、これらの取り扱いについての法令による定めはございません。

また、高等部生徒がスクールバスに乗車できるケースにつきましては、学校長がスクールバスの余裕座席の状況を踏まえ、対象生徒の障がいの状況など、特別な事情があるケースに限り、乗車を許可する場合もございます。以上です。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 法令の定めにより、高等部になるとスクールバスに乗れなくなるのではなく、生徒さんがどこの自治体のどこの特別支援学校に通っているかでバスに乗れるか乗れないかが決まってしまうようです。義務教育でなくなる特別支援学校高等部へ進学

すると、今まで一人で登校できなかつた生徒さんが、急に自力登校できるようになるはずがありません。福岡市では、スクールバスの余裕座席の状況を踏まえ、特別な事情がある場合は高等部生徒であっても乗車できるとのお答えでしたが、福岡市の特別支援学校でスクールバスの乗車を希望していたものの、乗車ができず、やむを得ず保護者が車などで送迎している生徒さんはどれくらいいるのか、学部別に生徒数をお尋ねいたします。なお、質問の性格上、医療的ケアが必要なため乗車できなかった生徒さんを除いてください。

○議長（おばた久弥） 星子教育長。

○教育長（星子明夫） スクールバスの乗車希望がありながら保護者が送迎している児童生徒は、小学部、中学部にはおりませんが、高等部には104人おります。以上です。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） お答えいただいたとおり、高等部になった瞬間、104人の生徒さんが保護者などの付き添いで登校が始まります。御自分のお子さんのこととはいえ、104人の生徒の保護者の皆さんの毎日の御苦労を思うと、どこかで支援できないかと思いをめぐらせてしまいます。私が相談を受けた保護者の方も、お子さんの登校に付き添うために父親か母親かのどちらかが社会参加を諦めざるを得ないという苦境に立たされていました。区の障がい者基幹相談支援センターに相談を受けましたが、スクールバス以外で登校を支援する公的なサービスは何一つありませんでした。

障がいのある人が外出をする際、ガイドヘルパーさんに付き添ってもらう公的なサービスがありますが、どのような制度なのか、お尋ねをいたします。

○保健福祉局長（永渕英洋） 障がいのある方の外出支援につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づき、一人での外出が困難な障がい者及び障がい児が、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のため外出する際、付き添う方がいない場合にヘルパーが目的地までの移動を支援するものでございます。全国一律の基準に基づく障がい福祉サービスとして、視覚障がいがある方を対象とした同行援護、また、行動上著しい困難を有する知的障がい、または精神障がいがある方を対象とした行動援護があり、そのほか自治体に裁量がある地域生活支援事業として移動支援がござります。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 今お答えをいただいた国の制度や、地方が行う移動支援事業のサービスで、特別支援学校までの登下校にガイドヘルパーの制度を使うことはできますか。また、スクールバスでの登下校では、バスが何カ所かにとまって生徒さんが乗りおりをするポイントがありますが、自宅からそのバスポイントまでガイドヘルパーの制度を利用することができますか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 永渕保健福祉局長。

○保健福祉局長（永渕英洋） 同行援護、行動援護につきましては、国において通学などの通年かつ長期にわたる外出は対象外といたしております。移動支援もこの考え方に準じて、原則、対象外としておりますが、保護者の出産や入院、ひとり親家庭で就労している場合など、通学に付き添いがおられない、やむを得ない事情がある場合につきましては、個別の状況に応じて必要性を判断し、スクールバスの乗降ポイントあるいは学校までの移動支援の利用を認めているところでございます。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） スクールバスは、生徒さんの自宅の前にはとまりません。一人で登校することが困難なので、スクールバスに乗るのですが、原則として乗りおりのポイントまでは家庭援助で行きなさいということです。

障がい者の移動を確保する福祉サービスでありながら、学校に通うための登下校にどうしてもいろいろな条件がついたやむを得ない事情がある場合でしか使えないのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（おばた久弥） 永渕保健福祉局長。

○保健福祉局長（永渕英洋） 通学において移動支援を原則対象外としている理由につきましては、平成18年度に障害者総合支援法の前身である障害者自立支援法が施行される前の支援費制度におきましては、外出支援のサービス内容を国が決定しており、通学など通年かつ長期にわたる外出は対象外とされておりました。障害者自立支援法の施行により、

新たに同行援護、行動援護が創設され、移動支援は自治体に裁量がある地域生活支援事業と位置づけられましたが、類似した施策の整合性という観点から、移動支援につきましても、同行援護、行動援護に準ずる形で実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 国の制度である同行援護、行動援護が通学に使えないのは、以前から、昔の制度から使えませんからまだわかります。なぜ実施主体である福岡市の独自の移動支援事業のメニューが障がい児の通学支援に使えないのか納得がいきません。学校に行くための移動支援にガイドヘルパーさんのサービスが使えない、学校に行くためのスクールバスに乗れない、相談者のお子さんの入学式、新学期が目前に迫ったとき、あるボランティアさんが通学支援の手を挙げてくださいました。学校からは5月の連休明けにはスクールバスの配席調整で約束はできませんが、バスに乗れることもありますとの連絡が入っていましたが、乗れなかったこともいろいろ考えてのボランティアさんのスタートでした。下校時は放課後デイサービスの送迎を利用するので、登校のみの支援です。ボランティアさんは特別支援教育の経験者でありましたが、4月の新学期のスタート前から本人との関係づくりを行い、近所を少しずつ一緒に歩きながらステップを踏み、準備をしてきました。準備に6日間、実際の付き添いの通学支援に11日間のボランティアでしたが、結果的には相談者の高等部の生徒さんは、5月の連休明けにスクールバスに乗ることができました。

ただ、先ほど局長から回答があったように、スクールバスの乗りおりをするバスポイントまでの移動支援、付き添い支援も無条件の公的サービスとしては認められていませんから、両親で仕事のやりくりをしながらバスポイントまでの付き添いは続けておられます。

それでは、福岡市の特別支援学校に通う生徒さんで、自宅から学校までヘルパーさんを利用して登校している生徒さんは何人おられますか。また、スクールバスに乗りおりをするバスポイントまでヘルパーさんを利用して登校している生徒さんは何人おられますか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 星子教育長。

○教育長（星子明夫） ヘルパーを利用して登校している児童生徒数でございますが、自宅から学校まで利用している児童生徒数は12人、自宅からバスポイントまで利用している児童生徒数は35人でございます。以上です。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） お答えいただいた47人の生徒さんは、通学のガイドヘルパーさんを公的サービスとしては使わずに、制度外のサービスとして使っておられる方もいるのではないのでしょうか。サービス事業所にお聞きすると、制度外のヘルパーさんは支援内容にもよりますが、月6万円から8万円かかるそうです。父親か母親かのどちらかが就労を諦めて登下校の付き添いを始めなければならない厳しい現状がわかります。一億総活躍社会を提唱する国の流れの中で、障がいのある我が子の付き添い登校のために社会参加を諦めることなど、起きてはならないと思っております。

先ほども御紹介しましたが、もともと障がいのある方へのガイドヘルパーさんを使った移動支援は、国の制度としてサービス内容を利用者が決める支援費制度のときから、通学や通所には使えませんでした。平成18年、障害者自立支援法が施行されると、国の制度とは別に、各市町村は地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態でガイドヘルパーさんなどを使った移動支援のメニューを実施しなさいとされました。障がいのある方たちは、移動支援に対して、どのような要望が出されていますか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 永渕保健福祉局長。

○保健福祉局長（永渕英洋） 移動支援に関する要望につきましては、平成27年度にアンケート調査を実施しており、散歩、それから目的地での活動中の支援、通学などの利用範囲の拡大や中軽度の知的障がい者の利用など、対象者の拡大を求める意見が多くございました。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） ほかの都市でも障がいのある方たちから、今お答えいただいたような同じ要望が上がり、ガイドヘルパーさんなどを使った移動支援の中に、一人で通学できない生徒さんが利用する通学支援を認めようと、国の制度とは別に自治体独自の移動支援のメニューが拡大されてきました。この自治体独自の移動支援メニューに両親が就労していることを理由として、公的サービスとして通学支援が認められている政令市はどこですか。また、通学の訓練目的の利用を認めている政令市についても、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 永渕保健福祉局長。

○保健福祉局長（永渕英洋） 各政令指定都市における利用範囲の状況につきましては、各都市の実施要綱等によりますと、札幌市、川崎市、横浜市、名古屋市、岡山市、広島市の6都市が、保護者の就労により付き添いができない場合、移動支援の利用を認めております。また、訓練目的の利用につきましては、期間の限定や支援により、自力での通学が見込まれるといった条件を付した上で、新潟市、横浜市、静岡市の3都市が利用を認めております。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 両親が仕事をやめることなく、自治体独自のサービスで通学ができる都市が6都市、訓練目的の利用ができる都市が3都市でした。

先日、通学、通所支援を実施している名古屋市健康福祉局障害者支援課さんにお話を伺いに行きました。名古屋市は特別支援学校の高等部の生徒さん200人がガイドヘルパーさんを使った移動支援で通学を可能としていました。余暇活動など社会参加を目的とする外出は月36時間以内と定められていますが、公的サービスとして認められている通学、通所の移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出に含まれ、月の時間数は認められた必要な時間数として上限はありませんでした。通所支援は平成9年度から、通学支援は平成15年度から実施されています。

どのようなことがきっかけで支援メニューの拡大は進んだのですかと私の問いかけに、障がいのある当事者の方々から要望をお聞きし、現状を調査して実施しましたとさらりと答えられました。そして、通学支援については、障がいのある生徒さんが一人で通学できない状況を目の前で知ってしまえば、何らかの手だてが必要となりますから実施しましたと答えられました。福祉部門の方々が教育部門の通学に関する実態をよく把握されているなど感じました。

福岡市では、一人で通学することのできない生徒さんへの支援を話し合うケース会議や教育部門と福祉部門との協議の場、会議などはありますか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 星子教育長。

○教育長（星子明夫） 通学支援に関する福祉部門との協議の場についてでございますが、

現在のところ、通学支援に限定した福祉部門との協議は行っておりません。以上です。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 一人で通学できないことを理由に教育を受けられなくなることは特別支援教育の面からも適切な対応ではないと思います。

通学への支援方法については、教育部門と福祉部門がしっかり協議、調整を行い、両者が実施可能な支援方法を検討する場、会議を持つべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（おばた久弥） 永渕保健福祉局長。

○保健福祉局長（永渕英洋） 通学時の移動支援の利用につきましては、今後とも、障がい児や家族の状況等を十分に把握した上で、個別の状況に応じて適切に判断していくとともに、的確な支援方法の検討に当たって教育部門としっかり連携を図ってまいります。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 今まで双方の協議、連携がなかったのが不思議なくらいです。よろしく願いをいたします。

先ほど福岡市の特別支援学校の高等部の生徒さんに、ボランティアさんが登校に付き添った通学支援のお話をいたしました。もう少し詳しくお話をさせていただきます。

直接登校に付き添ったのは11日間、学校まで1.4キロメートル、大人が歩いて20分程度の距離で、公共バスには乗らず、歩いての登校支援でした。その生徒さんは、好きなもの前では20分でも30分でも立ちどまります。無理に向かわせようとする、行かないと座り込んだそうです。スクールバスでは出会うことのない魅力的な世界がありました。初めは2時間近くかかった登校時間は、支援がうまくいき出すとどんどん短縮され、11日目、最後の日には35分間で登校できるようになったのです。ボランティアさんもびっくり、一番驚いて感動を覚えたのが御両親でした。支援がぴったりと合えば、自立への対応力が生まれてくることを11日間の短い期間で目の当たりにしました。現在、スクールバスに乗ってはいますが、35分間で歩いていった感覚を忘れてほしくないと、週に一度はボランティアさんとの登校を楽しく続けているそうです。ただ、ボランティアさん一人での連続し

での支援はとても厳しく、また、自立に向けた専門的な計画などを立てることはできません。中学部3年生のまだスクールバスに乗れるときから自力で通学できる訓練を行うための移動支援メニューを福岡市は検討すべきであると考えます。

先ほど紹介があった横浜市の移動支援の取り組みの中でも、この訓練のための通学支援メニューが6カ月間限定で用意されています。通常に通学支援サービスを受けた後、自力通学の可能性を事業所が把握して、利用者が希望すれば、自立支援計画を作成、6カ月間の自力通学に向けた移動支援サービスが始まります。

福岡市も自力通学への支援、可能性を引き出すための本来あるべき福祉サービスを期間限定であっても移動支援のメニューの中に組み入れることを検討すべきと考えますが、最後に荒瀬副市長の御所見をお伺いして、この質問を終わります。

○議長（おばた久弥） 荒瀬副市長。

○副市長（荒瀬泰子） 障がい者施策の推進に当たりましては、親なき後の地域での生活を見据え、総合的な支援に取り組むなど、障がいのある方が必要な支援を受けながら、みずからの能力を最大限に発揮し、地域や家庭で生き生きと生活できるまちづくりを目指すこととしております。そのためには、移動支援など、お一人での外出が困難な方に対する支援が重要であり、今年度7月からはこれまでの重度知的障がいのある方に加えまして、中軽度の知的障がいのある方へもサービスを拡充するとともに、特に御要望の強かった散歩など、目的を定めない外出にも利用できるなど、サービスの内容の拡充を実施することとしております。

今後の移動支援のあり方につきましては、持続可能な制度となるよう財政負担も考慮しながら、楠議員から御提案いただきました通学の支援等の内容を含め、より一層利用しやすい制度とするため、しっかりと検討してまいります。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 次に、魅力ある海辺づくりについてです。

ことしに入って2つの市民相談を受けました。一昔前は、市内電車の電停から海岸線が見え、すぐそばにきれいな砂浜が憩いの場として存在していたが、今は気軽に海辺に行くことができないという内容です。もう一つは、県外から福岡に転居されてきた方からの相談です。海も山も都心から近く、住みやすいとの評判を聞き、楽しみにされてきたそうです。早速休日に海に出かけられましたが、その日は都心部の海辺にたどり着くことができませんでした。結局、楽しみにしていた海を遠く感じたという内容です。

まず、市民に開かれた魅力ある海辺づくりが博多港の港湾計画にはどのように描かれていますか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 平成28年3月に改定いたしました港湾計画におきまして、貴重な水辺を生かしたにぎわい空間の創出、良好な景観の形成を図ることで来訪者の増加による交流を促進し、市民にも親しまれる魅力的な海の玄関口づくりを進めると掲げております。また、シーサイドももちや西福岡マリナタウンの海浜などを市民が海や自然と触れ合い、楽しむことができる海洋レクリエーションゾーンと位置づけております。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 福岡市の海岸線の長さは133.6キロメートルで、100万都市の中では日本一です。

では、整備が進む博多港において、市民が利用できる海辺は5年前と比較してふえていますか、減っていますか、お尋ねをいたします。また、市民が利用できる海辺をふやすプランはありますか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 市民の皆様が利用できる海辺を、平成28年度末と5年前の平成23年度末とで比較しますと、アイランドシティのまちづくりエリアにおいて、外周護岸で親水性のある緑地を整備したことにより、約0.4キロメートル増加しております。また、博多港の港湾計画に、ぴあトピア緑地、みなと100年公園、シーサイドももち海浜公園などの緑地等を位置づけ、市民の皆様が海に親しめる空間を整備してまいったところでございます。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） お答えいただいたように、新たにふえた、市民が利用できる海辺は

5年間で0.4キロメートル、400メートルトラック1周分です。博多港の埋立事業を大きく進めてきた時代に整備されたのが今紹介があった緑地や公園です。その後の市民に開放される海岸線、海辺をふやすプランそのものがありませんから、400メートルの数字はいたし方ないのかもしれませんが。都市部のにぎわいや大規模開発の進捗に合わせて、海辺を魅力あるものに変えていく、そのようなプランを持つべきであると考えます。

それでは、市民が福岡市の海辺に出かけたことのある人数、割合は何%ですか、アンケートなど調査されていればお示しください。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 市民対象のアンケートを実施したことはございますが、議員御指摘のような福岡市域内の海辺に出かけた人数やその割合について調査実績はございません。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 北九州市では、海辺が多く市民に利用され親しまれるよう、海辺のマスタープランをつくり、毎年、市民に対して海辺の満足度調査を行っています。利用できる海辺をふやすために、今ある海岸線の道に安全柵を設置して、海辺の遊歩道とするなど、改良を重ねるプランがつけられています。北九州市の市民アンケートによると、北九州の海辺に出かけたことのある市民割合は89.5%、何と約9割の市民が海辺に出かけています。このプランは、基本計画の一環として位置づけられ、港湾の長期構想が示す方向を踏まえ、都市計画や景観づくりなど、関連計画との整合性を図りながら策定されています。また、海辺をふやした成果などについては、毎年、専門家会議に報告され、評価をされます。だからこそ、市民の海辺を訪れる割合が9割になっているのです。

福岡市は調査を行ったことがないので、わずかですが、私が調査をしてみました。福岡市内に居住する20代から60代まで均等に300人の市民へのアンケート調査です。海辺のドライブも含めて、この1年間、海辺に出かけたことがありますかという問いに、61.0%の方が海辺に出かけていました。6割の方です。アンケート内容が同じではありませんので、北九州市と正確に比較はできませんが、海辺のドライブも含めているので、相当高目の数字と言えます。驚いたことは1年以上、ドライブも含めて一度も海辺に行ったことがないと回答した方が逆に4割いたことです。海辺を遠く感じる、海辺に親しみがなくなっていると私が受けた市民相談にも納得がいきます。

私は小学校、中学校時代、地行の浜辺でよく泳ぎました。年長のお兄さんに誘われて、

百道の海でもヨットを借りて遊んだ記憶もあります。今の明治通りから地行の浜辺がよく見えていました。海辺は広く市民の憩いの場であり、公共性の高い財産でもありました。

都心部に近い地行浜、百道浜、愛宕浜は堤防や護岸ではなく、なぜ人工の海浜となっているのか、理由、目的をお伺いいたします。また、この人工海浜を所管する福岡市海浜公園の運営費、維持管理費を昨年度の決算額でお示してください。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 地行浜、百道浜、愛宕浜の人工海浜につきましては、博多港における良好な環境の整備を図るとともに、市民に海洋性レクリエーションなどの憩いの場を提供することを目的として整備したものであります。

また、平成 28 年度の福岡市海浜公園の運営費は約 2 億 6,200 万円、施設の計画的な修繕を行うための維持管理費は約 5,000 万円となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24 番（楠 正信） 維持をするための 1 年間の経費が 3 億 1,200 万円、貴重な海辺です。その貴重な海辺の写真があります。先週の 6 月 11 日、日曜日、天気は晴れ、気温は 26 度、湿度は 56%、日曜日です。地行浜の海浜公園、目で見てわかります、7 人しかいません。百道浜海浜公園、ここは 25 人いらっしゃいました。百道浜はマリゾンがありますので、マリゾンの根っこのところ、これだけの方です。日曜日です。これ、愛宕浜です。愛宕浜は、この海岸線におられる方は 8 人、向こうに見えるのは魚釣りをしている方が 15 人ぐらいいらっしゃいました。これが実態でございます。

九州大学麻生美希先生の福岡市とその近郊における近代海浜リゾートの成立に関する研究と題した論文によると、海水浴は近代に西洋から輸入された行為であり、福岡市の海辺という好環境の海水浴場としての活用は、まちの発展やにぎわいにつながっていったと論じています。大正時代から昭和の時代、百道は九州一の海水浴場として報道されました。箱崎の浜辺は海水浴場にとどまらず、水族館とホテルが併設する海浜リゾートとして成立してきたことが示されています。福岡市中心部では、箱崎のように海辺空間そのものが失われてしまった場所も多いが、海辺に恵まれた福岡という地域性、海浜リゾートとして発展してきた歴史、そして、多くの市民が求める海への憧れなど、地域振興には魅力ある海辺づくりの可能性が論じられています。先ほどお答えいただいた人工海浜の整備目的は、この麻生先生の論文の趣旨にも沿ったものであると思いますが、目的を持って整備された広大な 3 つの地区の海浜公園は、決して少額ではない維持管理の予算が毎年投入されてい

ます。市民に広く認知されるように変えていかななくてはなりません。

3つの海浜公園は、泳ぐことができる海水浴場ですか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 福岡市海浜公園は、先ほど御答弁しましたとおり、マリンスポーツやビーチスポーツなどさまざまな海洋性レクリエーションや憩いの場を提供することをその目的としております。遊泳可能な場所としましては、地行浜地区、百道浜地区の東側、愛宕浜地区であり、百道浜地区の西側は、水上バイクなどの動力性の利用を認めており、安全確保の観点から遊泳を禁止しております。

なお、水域、海浜、緑地をまとめて一つの公園としておりますことから、名称を海水浴場とせず、海浜公園としているものでございます。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 海浜公園は思いっきり泳いでいいのか悪いのか、わかりづらい施設になっています。夏の間は、地行浜・ももち浜ビーチ海水浴場などと名づけて、都心部に海水浴ができる海辺があることを市民にアピールすべきです。そして、今まで公表していなかった海水浴場としての環境省が定めた調査方法で水質ランクも正式に公表するなど、市民が集まる海辺にすべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 福岡市海浜公園は、さまざまな海洋性レクリエーションや憩いの場であるとともに、都心部において遊泳できる貴重な場所でもございます。このため、議員御指摘のとおり、海浜公園が遊泳できる場所であることを、名称も含めわかりやすい形でアピールしてまいりたいと思います。

また、これまで公表していなかった水質検査の結果につきましても、今後は市内の海水浴場とあわせて市民の皆様にお知らせするなど、より多くの方が安心して海浜公園で遊泳できるよう、積極的に情報発信してまいります。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 次に、私が行った市民へのアンケート調査の中で、あなたが海辺に行きやすくなる、親しむためにはどのような場、機会を充実してほしいですかという問いの複数回答で圧倒的に多かった2つが、1、駐車場をふやしてほしい、2、交通利便性を高めてほしいでありました。市民を海辺に導くためには、アクセス道路への誘導サイン、名称サイン、案内サインなど看板の設置も進めるべきです。百道浜、愛宕浜の海浜公園の車に対するサインは2枚から4枚で、地行浜海浜と書かれたサインは1枚もありません。地行浜の海浜公園には駐車場がありますが、誘導看板は1枚もなく、この駐車場から海辺におりれることをどれくらいの市民が知っているのでしょうか。さらに、この駐車場は野球開催日には満車状態になります。百道浜の駐車場も同じです。地行浜の海辺へ出るための遊歩道が2本ありますが、ここにもサインはなく、ホテル関係者と野球観戦者が知るのみのアクセスとなっています。百道浜の海浜も同じです。歩いていける4本の道にはサインはなく、そのうち北にある遊歩道の1本は、人や自転車が進入できなくなっています。本当に市民に来てもらいたいのかと首をかしげたくなる海辺の公園です。

都心部にある海辺へ市民を導くための案内に工夫を凝らす取り組みなど進めるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 現在、海浜公園のホームページでアクセスや駐車場案内などの情報提供を行っており、今後とも、よりきめ細やかな情報発信に努めてまいりたいと思います。今後とも、多くの市民の皆様が海浜公園に御来園しやすいよう、海浜公園のホームページ等におきまして、アクセス情報の充実を図るとともに、地行浜、百道浜、愛宕浜、それぞれの海浜公園や駐車場への案内表示につきましても、よりわかりやすいものとなるよう、関係機関と協議、検討してまいります。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 先ほど紹介したアンケート結果の3番目に多かった要望が、物産施設や飲食施設をふやしてほしいでした。海を楽しむきっかけとなる施設を求めています。地行浜と愛宕浜の海辺には店舗がありません。また、それを整備するスペースもありません。先ほど御紹介した地行浜海浜公園の駐車場の隣、ここは一等地の敷地でありながら、福岡市の財産と表示され、民間に駐車場として貸し付けされています。プロ野球開催日には3倍近くの駐車料金にはね上がりますが、なぜ海浜公園の来園者のために有効活用され

ないのか、お尋ねをいたします。

また、地行浜の海浜公園に隣接する福岡都市高速道路の高架下のスペースは、誰がどのように管理しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 地行浜の公園駐車場に隣接する議員御指摘の敷地につきましては、民間のノウハウ等による有効活用と財源確保を図ることを目的として、利用方法の提案も含め、活用を希望する民間事業者を公募したものでございます。その結果、駐車場の提案をした事業者に対し、貸し付けを行っているものでございます。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 三角道路下水道局長。

○道路下水道局長（三角正文） 地行浜海浜公園に隣接する福岡都市高速道路の高架下の土地につきましては、都市高速道路を運営する福岡北九州高速道路公社が所有し、管理しており、同公社において、都市高速道路の運営上必要な施設や管理用の資材置き場として使用されているほか、月決め有料駐車場として活用されております。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 野球関係者や野球観戦のためだけの活用になっています。国土交通省は、高架下の土地に関して、まちづくりやにぎわい創出の観点から、仮設店舗や仮設展示場の占有を推進しています。また、道路管理者には、高架下等に係る将来的な利用計画を策定することを求め、地方公共団体や学識経験者から意見を聴取することも求めています。

海浜公園の利用促進の観点から、隣接地など、貴重なスペースの有効活用や民間のアイデア、資金の活用などについて、関係各所との協議を進め、海辺を訪れるきっかけとなるにぎわいづくりを推進していくべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（おばた久弥） 中村港湾空港局長。

○港湾空港局長（中村貴久） 福岡市海浜公園につきましては、今後とも、イベント誘致や利便施設の設置などに努めてまいります。

また、将来にわたって、より魅力のある海浜公園としていくため、設備やサービスの拡充を図るとともに、議員から御指摘のございました海浜公園に隣接するスペースの活用の可能性も含め、関係機関と協議、検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（おばた久弥） 楠正信議員。

○24番（楠 正信） 海辺は市民の憩いの場であり、市民が何度も訪れ、楽しむことができるにぎわいをつくっていくべきと考えます。今回、地行浜、百道浜、愛宕浜の海浜公園に対して幾つか提案をしてきました。博多湾においては、これら海浜公園のほかにも、みなと100年公園やベイサイドプレイスなど、水際空間が整備され、志賀島や海の中道など、自然豊かな海辺もあります。これらは海に面した福岡市の魅力を高める貴重な財産であり、市民や市外からの観光客等にたくさん訪れてもらうことにより、福岡市の魅力向上にもつなげていくべきではないでしょうか。今ある多くの魅力的な海辺については、もっと市民に知ってもらうためのプランや、利用しやすくなるプランなどをつくり、着実に実行することで、より多くの市民などが訪れる憩いの空間になると思います。

博多湾の魅力ある海辺を生かしたまちづくりについて、高島市長の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（おばた久弥） 高島市長。

○市長（高島宗一郎） 福岡市は海と山に囲まれて、豊かな自然とコンパクトに集約をされた都市機能が共存する魅力的で住みやすいまちとして国内外から高い評価を受けております。福岡市の魅力の一つでもある博多湾は、これまで良好な景観形成を図りながら、憩いや楽しみを提供する魅力ある海辺空間の創出に取り組んでおりまして、海水浴やマリンスポーツ、潮干狩りなど、人と自然の触れ合いの場として、多くの市民の皆さんに利用されています。また、花火大会、コンサート、全国的なビーチバレーボール大会、そして、去年にはアジアで初となるアメリカズカップ・ワールドシリーズ福岡大会が開催されますなど、数多くのイベントにも活用されております。今後は、楠議員の御提案も踏まえ、博多湾の海辺の魅力を市内外に発信し、市民の皆様や観光客の方々が訪れやすい環境づくりに取り組むとともに、海辺を生かしたにぎわいや憩いの空間づくりを計画的に進めるなど、人と環境と都市活力が調和する魅力あるまちづくりを進めてまいります。以上です。